令和５(2023)年度幼保連携型認定こども園指導監査調書

**「調書No.1（共通編）」**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 調　査　日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 施　設　名 |  | 担　当　者  職・氏名 |  |

※調査内容の番号の◯は、市町が行う確認に係る指導監査と重複する項目です。

Ⅰ　幼保連携型認定こども園の管理運営状況について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　表簿類の整備について | | |
| ①表簿類の整備状況について  ②園則について | １□ 次の表簿類は整備していますか。  ・園則　　　　　　　　　　　　ある。　ない。  ・運営規程　　　　　　　　　　ある。　ない。  ・日課表（週案・日案等）　　　ある。　ない。  ・園日誌　　　　　　　　　　　ある。　ない。  ・指導要録　　　　　　　　　　ある。　ない。  ・出勤簿　　　　　　　　　　　ある。　ない。  ２□　園則及び運営規程（以下「園則等」）に定める教育・保育時間は、１号認定園児は標準時間として４時間、２・３号認定園児は８または11時間となっていますか。  している。　　していない。  ３□　利用者負担金は、園則、入園案内等と一致していますか。また、特定負担額（上乗せ徴収）は園則等に定めるとともに、書面で保護者に説明していますか。  している。　　していない。  ４□　実費徴収（園バス代、給食費等）は、入園案内等に記載し、保護者に説明していますか。  している。　　していない。  ５□　園児数は市町が定めた利用定員を超えていませんか。  超えていない。超えている。  （基準日：検査実施前月の初日）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 区分 | 認可定員 | 利用定員 | 実利用園児数 | | １号 | 名 | 名 | 名 | | ２号 | 名 | 名 | 名 | | ３号 | 名 | 名 | 名 | | 合計 | 名 | 名 | 名 |   ＜※夏休みの場合は、7月初日＞ | ・学校教育法施行規則第28条  ・学校において備えてなければならない表簿は、概ね次のとおり。  学校に関係のある法令、学則、日課表、学校日誌、職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿  ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条  ・特定教育・保育施設運営基準第22条 |
| ２　園地・園舎・職員配置について | | |
| ①園庭・園舎の管理状況について  ②職員配置体制等について | ６□　園庭・園舎の現況が県への認可申請（変更届）と異なっていませんか。(基準日：実地検査日の前月の初日No.５～９)  異なってない。 異なっている。  異なっている内容  ７□　園舎の面積は、幼保連携型認定こども園設置認可基準を満たしていますか。  満たしている。 満たしていない。  【園舎面積】　　　　　　　㎡  【園舎基準】→　①＋②＋③＋④＝　　　　　㎡  ①100×（実学級数：(　)学級－２）＋320＝　　　㎡  ②乳児室　1.65㎡×0～1歳園児数　　人 ＝　　　㎡  ③ほふく室　3.3㎡×0～1歳園児数　　人＝　　　㎡  ④保育室・遊戯室1.98㎡×2歳以上園児数　　人＝　　㎡  （留意事項）  　・実学級数は実際の学級数を記載する。  　・園児数は、認可定員を記載。ただし、認可定員を超えているときは、実員を記載する。  ８□　園庭の面積は、幼保連携型認定こども園設置認可基準を満たしていますか。  満たしている。 満たしていない。  【園庭面積】　　　　　　　㎡  【園庭基準】→　①＋②＝　　　　　　　　　㎡  ①次のイ、ロのうち大きい面積→　　　　　　㎡  ・イ  2学級以下　30✕（実学級数　－1）＋330＝　　 ㎡  3学級以上　80✕（実学級数　－3）＋400＝　　 ㎡  ・ロ  3.3㎡×満3歳以上園児数　　人＝　　　㎡  ②3.3㎡×2歳児園児数　　人（満３歳含まず）＝　　　㎡  （留意事項）  　・園舎基準と同様に記載する。  ９□　満３歳以上の学級数と保育室数は基準を満たしていますか。  いる。　いない。  　・園則学級数　　クラス　・実学級数　　クラス  　・保育室数　　室  10□　園舎には、以下の設備を備えていますか。  ①職員室、②乳児室又はほふく室、③保育室、④遊戯室、⑤保健室、⑥調理室、⑦便所、⑧飲料水用設備、⑨手洗用設備及び足洗用設備  いる。　　いない。　　一部備えていない。  →備えていない設備(　　　　　　　　　　　　　　　　)  11□　建物又は敷地の見やすい場所に、幼保連携型認定こども園である旨を掲示していますか。  いる。　　　いない。  12□　教育・保育に直接従事する職員の数は、幼保連携型認定こども園設置認可基準を満たしていますか。  している。　　していない。  【配置基準】（検査実施前月の初日）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年齢 | 基準 | 園児数(実員) | 担当職員数※ | | ０歳児 | ３人に１人 | 人 | 人 | | １歳児 | ６人に１人 | 人 | 人 | | ２歳児 | ６人に１人 | 人 | 人 | | ３歳児 | ２０人に１人 | 人 | 人 | | ４歳児 | ３０人に１人 | 人 | 人 | | ５歳児 | ３０人に１人 | 人 | 人 | | 合計 |  | 人 | 人 |   ※年齢は、前年度の３月31日現在。  →検査当日、勤務シフト表に基づき配置状況を確認します。  ※担当職員数は、１日８時間勤務を１人として常勤換算してください。  13□　各学級等に、保育教諭を置いていますか。（みなし保育教諭を含む。）  はい。　　いいえ。 | ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第６条  園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。  一　学級数に応じ、それぞれ定める面積  ①1学級の場合180㎡  ②2学級以上の場合  (100㎡×（学級数-２）+320㎡＋満3歳未満の園児数に応じた面積以下Ⅰ～Ⅲの合計)  Ⅰ　乳児室　1.65㎡に満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積  Ⅱ　ほふく室　3.3㎡に満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積  Ⅲ　保育室又は遊戯室　1.98㎡に満2歳以上の園児数を乗じて得た面積  ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第７条  ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第11条  ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第５条第３項  ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第５条第１項  ※経過措置により、令和6年度までは幼稚園教諭免許又は保育士登録のみでも可  ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第５条  　幼保連携型認定こども園には、各学級に担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を一人以上置かなければならない。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ３　園児の教育・保育等について | | |
| ①園児の生活について | 14□　教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は編成されていますか。  　また、適切な時期に見直しが行われていますか。  いる。　　いない。  15□　開園時間は、保護者の労働時間を十分考慮し、土曜日の保育や延長保育など利用者のニーズに十分対応していますか。  いる。　　いない。  16□ 土曜日を園の都合により休園としていませんか。  していない。　　している。  17□　お盆期間・年度末・年度始を休園としていませんか。  いない。　　いる。  18□　２・３号認定園児について日曜日に運動会などの行事を開催した場合に、平日を振替休日としていませんか。  いない。　　いる。  19□　感染症により休園した園児の再登園に際しては、医師の意見書又は保護者が記入する登園届を徴していますか。  している。　　していない。  ○　乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防体制はとられていますか  20□　寝返りのできない乳児は仰向けに寝かせていますか。  いる。　　いない。  21□　睡眠中の子どもの顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察し、記録に残していますか。  している。　　していない。  ○　児童虐待防止への対応は適切ですか。  22□　虐待の疑いのある子どもの早期発見と子どもやその家族に対する適切な対応について職員への啓発がなされていますか。  いる。　　　いない。  23□　虐待の疑いのある子どもを発見したときは、速やかに、市町や児童相談所等関係機関へ通告していますか。  している。　していない。  24□ 市町及び児童相談所から情報提供を求められた園児について、定期的に報告していますか。  している。　していない。  25□ 園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置し、その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるよう努めていますか。  いる。　　　いない。 | ・認定こども園法第10条  ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2  ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第９条  ・保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)  ※ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ治癒証明を一律に求めることは不要  ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（H28年３月）  ・「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」H31.2.28府子本第189号他  ・「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供についてH31.2.28府子本第  190号他  ・設備運営基準を定める条例第５条  【参考】  ・「人権擁護のためのセルフチェックリスト」全国保育士会  ・令和２年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 「不適切保育に関する対応について」 事業報告書（別添）不適切な保育の未然防止及び 発生時の対応についての手引き |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ４　学校保健について | | |
| ①学校保健安全の各種計画について  ②学校医等について  ③健康診断について | 26□　学校保健計画を策定していますか。  いる。 　いない。  27□　学校安全計画を策定していますか。  いる。 　いない。  28□　学校医等の委嘱  ・学校医  委嘱している（氏名　　　　　　）委嘱していない。  ・学校歯科医  委嘱している（氏名　　　　　　）委嘱していない。  ・学校薬剤師  委嘱している（氏名　　　　　　）委嘱していない。  ○　園児・教職員の健康診断は適切に実施していますか。  29□　定期健康診断は年２回実施していますか。  している。　していない。  ○　検査項目〔実施済のものに☑をつける。〕  身長及び体重　栄養状態　脊柱及び胸郭の疾病等  視力及び聴力　眼の疾病等　耳鼻咽頭疾病及び皮膚疾患  歯及び口腔の疾病等　心臓の疾病等　尿　その他  【本年度】  ①実施年月日〔Ｒ　年　　月　　日　未受診者　　名〕  ②実施年月日〔Ｒ　年　　月　　日　未受診者　　名〕  　※未実施の場合は、予定日を記入してください。  30□　入園時の健康診断は実施していますか。  している。　していない。  31□　職員の健康診断を実施していますか。  している。　していない。  実施年月日〔Ｒ　年　　月　　日〕  ○　検査項目〔実施済のものに☑をつける。〕  身長、体重及び腹囲　視力及び聴力　結核の有無※1　血圧  尿　胃の疾病及び異常の有無(40歳未満は省略可)　貧血検査※2  肝機能検査※2　血中脂質検査※2　血糖検査※2  心電図検査※2　その他  ※1　20歳未満、21～25歳未満、26～30歳未満、31～35歳未満、36～40歳未満は省略可  ※2　35歳未満及び36～40歳未満は省略可  32□　園児、教職員の健康診断票を作成していますか。  している。　　していない。  33□　園児、教職員の健康診断票は５年分を保存していますか。  している。　　していない。 | ・学校保健安全法  第５条  ・学校保健安全法  第27条  第29条  ・学校保健安全法  第23条　学校には、学校医を置くものとする。  ２　大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。  ・認定こども園法施行規則第27条（学校保健安全法施行規則の準用）  ・学校保健安全法施行規則第６条  ・学校保健安全法第15条  学校の設置者は、毎学年定期に、学校の教職員の健康診断を行わなければならない。  ・学校保健安全法施行規則第13条  ・学校保健安全法施行規則  第８条　学校においては、（略）健康診断を行つたときは、児童生徒等の健康診断票を作成しなければならない。  ※職員は第15条第1項に規定 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ④環境衛生検査について | 34□　学校環境衛生基準に基づき、学校薬剤師等による以下の定期検査を実施し、結果を記録していますか。  （検査項目）  　①　保育室等の環境  　　・換気及び保温等（実施・未実施）  　　・採光及び照明　（実施・未実施）  　　・騒音　　　　　（実施・未実施）  　②　飲料水の水質及び施設・設備  　　・水質　　　（実施・未実施）  　　・施設・設備（実施・未実施）  　③　学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理  ・学校の清潔　　　　（実施済・未実施）  ・ネズミ、衛生害虫等（実施済・未実施）  ・教室等の備品の管理（実施済・未実施）  　④　水泳プール（有・無）  ・水質　　　　　　　　（実施済・未実施）  ・施設・設備の衛生状態（実施済・未実施）  ○　検査未実施、又は検査不適の場合の事後対応を記載してください。 | ・学校保健安全法  第６条第２項  学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。  ・学校保健安全法第５条  ・学校保健安全法施行規則第１条  検査項目、検査内容、検査頻度等は、学校環境衛生管理マニュアル参照  <http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1292482.htm>  ※教職員による日常検査(衛生基準第5)のほか、学校薬剤師等による定期検査(衛生基準第1から４)の実施が義務付けられています。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ５　学校安全対策・事故防止等について | | |
| ①非常災害対策について  ②保育事故防止等への対策について | 35□ 非常災害に備えるため、園児の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画（危機管理マニュアル）を策定していますか。  いる。　　　いない。  36□上記のマニュアルには、風水害、土砂災害等、想定される災害に対処するための計画が含まれていますか。  いる。　　　いない。  　　また、想定される災害に対応した避難訓練を実施しています  か。  いる。　　　いない。  37□　市町が作成する地域防災計画上、洪水や雨水出水又は土砂災害発生時に、円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある施設として指定されている場合、避難確保計画を策定し、市町に報告していますか。  非該当　　　　　いる。　　　いない。  　　また、計画に基づいた避難訓練を実施し、市町に報告していますか。  非該当　　　　　いる。　　　いない。  38□　緊急時の連絡体制を職員に周知していますか。  いる。　　　　いない。  39□　計画の検証、見直しを行っていますか。  いる。　　　　いない。  ○　事故の発生予防のための取組について  40□　ガイドライン※を教職員に周知・徹底していますか。  特に午睡中、プール活動・水遊び中、食事中等の重大事故が発生しやすい場面毎の注意事項について周知・徹底していますか  している。　　　　していない。  41□　教職員を園児の安全確保に関する研修に参加させていますか。  全員参加　一部不参加　不参加  42□　園長等は教職員を救急対応（心肺蘇生法等）の実技講習等に参加させていますか。  全員参加　一部不参加　不参加  43□　園長等は日頃の活動等で危険と感じたこと（ヒヤリハット）等を検証し、教職員間で情報共有していますか。  している。　　　していない。  44□　事故発生時に備えた訓練を実施していますか。  特に、午睡中、プール活動・水遊び中、食事中等の重大事故が発生しやすい場面について、通報も含め訓練が実践的なものとなるよう工夫して実施していますか。  している。　　していない。  45□　業務継続計画(※)を策定していますか。  策定している。　策定していない。  また、職員に対して周知し、必要な研修及び訓練を実施していますか。  している。　　していない。  ○　園舎・遊具等の管理状況について  46□　出入口は園児が自由に出たりしないような措置（門の施錠等）をとっていますか。  とっている。　とっていない。  47□　園具、遊具等の安全点検を実施していますか。  実施している。　実施していない。  48□　安全点検簿は作成していますか。  作成している。　作成していない。  49□　園舎・遊具等の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものとなっていますか。  適切である。　適切でない。  ○　プール活動における事故防止について  50□ プール活動を実施していますか。  している。していない。  （以下、プール活動を実施している園のみ回答）  51□ プール活動の際は監視に専念する者と指導する者を分けて配置する等、役割分担を明確にしていますか。  している。していない。  52□　プール活動・水遊びの監視を行う際に、リスクや注意すべきポイントについて、事前教育を十分に行っていますか。  行っている。行っていない。  53□　プール活動指導案（プール活動マニュアル）を作成していますか。  している。していない。  54□　プール活動は、園児の健康状態をプールカードや職員による観察などにより把握し、適切に実施していますか。  している。していない。  55□　プール施設設備の点検整備を実施していますか。  している。していない。  56□　プール付近に通報手段を確保していますか。  している。していない。  ※　プール事故が発生した場合、現場から速やかな連絡・通報が必要となりますので、万が一に備えて通報手段（例　携帯電話等）を確保しておくことが求められます。  ○　出欠状況確認及び場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について  57□　子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底していますか。  している。していない。  58□　登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認 について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底していますか。  している。していない。  ○　自動車運行における事故防止について  59□　園児の通園、園外活動等のために自動車を運行するときは、園児の乗降車の際に、点呼等の方法により、園児の所在を確認していますか。  非該当　している　していない  60□　通園用の自動車を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備え、当該装置を用いて降車時の所在の確認をしていますか。  非該当　している　していない  また、園児の見落としを防止する装置を備えていない場合は、代替措置を実施していますか。  （令和6年3月31日までの経過措置）  いる。　　　いない。 | ・設備運営基準を定める条例第４条  ・｢非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施の推進について｣  令和元年８月５日こ政第660  -1号  ・水防法第15条の３  ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第８条の２  ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（H28年３月）  ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用）  ※業務継続計画  感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画  ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領  第３章第３－２－⑶  ・「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（通知）R3.6.17府子本第738号他  ・保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における バス送迎に当たっての安全管理の徹底について（再周知）R4.9.6 ３府省事務連絡  ・「保育所等の園外活動等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について（通知）R4.4.11　２府省事務連絡  ・認定こども園法施行規則第27条（学校保健安全法施行規則の準用）  ・「「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する 法律施行規則」等の一部改正について」R4.12.28府子本第1107号外３府省通知 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ６　学校評価について | | | |
| ①自己評価について  ②学校関係者評価について  ③第三者評価について | 61□　自己評価を実施しましたか。  実施している。　　実施していない。  62□　評価の結果を公表しましたか。  公表した。　　公表していない。  63□　公表の方法〔該当のものに☑をつける。〕  保護者会で説明　園だより　掲示板　園ホームページ  その他  64□　学校関係者評価を実施しましたか。  実施している。　実施していない。  65□　評価の結果を公表しましたか。  公表した。　　公表していない。  66□　公表の方法〔該当のものに☑をつける。〕  保護者会で説明　園だより　掲示板　園ホームページ  その他  67□　第三者評価を実施しましたか。  実施している。実施していない  68□　評価の結果を公表しましたか。  公表した。公表していない。  69□　公表の方法〔該当のものに☑をつける。〕  保護者会で説明　園だより　掲示板　園ホームページ  その他 | 認定こども園法施行規則  第23条　幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業（第二十五条において「教育及び保育等」という。）の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。  第24条　幼保連携型認定こども園の設置者は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該幼保連携型認定こども園の園児の保護者その他の当該幼保連携型認定こども園の関係者（当該幼保連携型認定こども園の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。  第25条　幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育等の状況その他の運営の状況について、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする。 | |
| ７　学校給食について | | | | |
| ①給食の実施について | ◯ 給食はすべての２号、３号認定の園児に対する給食の提供について。  ○　給食の実施における管理運営の体制整備について。  70□　給食は毎日実施していますか。  いる。　　いない。  71□　給食は調乳、離乳食、3歳未満児食、3歳以上児食に分類され、対象児童に適した献立・調理により行なわれていますか  いる。　　　いない。  72□　食事摂取基準(2020)に基づき目標栄養量を設定し、定期的な見直しが行われていますか。  いる。　　　いない。  73□　園児の性、年齢、発育(肥満及びやせ等)、発達状況、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギーおよび栄養素の目標を設定するよう努めていますか。  いる。　　　いない。  〇障害や疾患を有する入所児への適切な食事の提供について。  74□　一般の入所児と著しく身体状況や生活状況等が異なる子供に配慮した食事を提供していますか。  いる。　　　いない。  75□　食物アレルギーに関しては、誤配及び誤食等の発生予防のために「生活管理指導表」等を利用して、保護者と施設職員(保育、食事スタッフ等)が情報を共有できる体制を整備していますか。  いる。　　　いない。  76□　食物アレルギーの発生時の緊急時に備えて緊急連絡網や医療機関等との連携方法等の体制を整備していますか。  いる。　　　いない。  77□ 検食は実施されているか。  ①園児の食事の前に実施していますか。  実施している　実施していない  ②検食簿が整備されているか。  整備されている　整備されていない      78□　給食業務従事者全員及び調乳担当保育教諭士等について、検便を毎月実施し、その記録（前年度及び本年度直近月まで）を整備していますか。  いる。　　いない。  【調理業務を委託している園のみ記入】  〇契約に関することについて  79□　委託契約が作成され、その契約内容においては、衛生面及び栄養面等の業務上必要な事項が記載されていますか。  いる。　　いない。  【満３歳以上の園児に対する食事において調理業務を外部搬入している園のみ記入】  80□　委託契約書が作成され、その契約内容においては、衛生面及び栄養面等の業務上必要な事項が記載されていますか。  いる。　　いない。  81□　安全かつ衛生的な食事を提供するために必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていますか。  いる。　　いない。 | | ・国通知R2.1.21健発0121第7号｢食事による栄養摂取量の基準の一部改正について｣  ・国通知R2.3.31子発0331第1号障発0331第8号「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」  ｢児童福祉施設の設備及び運営に関する基準｣第11条  ・国通知R2.3.31子発0331第1号障発0331第8号「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」  ・国通知R2.3.31子母発0331第1号｢児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」  ●｢食事摂取基準｣を活用する場合には、管理栄養士等が集団特性を把握し、食事計画の立案、献立管理、摂取状況・身体状況等の評価を行い、定期的な見直しを行っていること。  ・「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」H20.3.7雇児総発第0307001号  ・「社会福祉施設における衛生管理について」H9.3.31社援施第65号  ・「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」H28.1.18府子本第448号外３府省通知  ・「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」H28.1.18府子本第448号外３府省通知  「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第32条の2 | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ８　一時預かり事業について | | |
| ③一時預かりについて | ○　実施している事業の類型について  一般型　　幼稚園型Ⅰ　幼稚園型Ⅱ（２歳児）  余裕活用型  82□　事業実施において、あらかじめ知事に届出をしていますか  いる。　　　いない。  83□ 園児数に対して必要となる保育室等の面積を満たしていますか。  いる。　　　いない。  ・乳児室　1.65㎡×0～1歳園児数 　　人＝　　　㎡  ・ほふく室　3.3㎡×0～1歳園児数　　人＝　　　㎡  ・保育室　1.98㎡×2～5歳園児数 　　人＝　　 ㎡  84□　乳児又は１歳児を預かる園にあっては、乳児室又はほふく室及び便所を設けていますか。  いる。　　　いない。  85□　満２歳以上児を預かる施設にあっては、保育室又は遊戯室及び便所等必要な設備を設けていますか。 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 いる。　　　いない  86□　乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室には保育に必要な用具（遊具、教具等）を備えていますか。  いる。　　　いない。  87□　設備運営基準第33条第2項の基準に準じ、園児の年齢及び人数に応じて、幼稚園教諭・保育士が適正に配置されていますか  いる。　　 いない。  (監査実施月の前月の初日(夏季休業日の場合は終業日前日）)   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年齢 | 基準 | 利用者 | 担当職員数※ | | ０歳児 | ３人に１人 | 人 | 人 | | １歳児 | ６人に１人 | 人 | 人 | | ２歳児 | ６人に１人 | 人 | 人 | | ３歳児 | ２０人に１人 | 人 | 人 | | ４歳児 | ３０人に１人 | 人 | 人 | | ５歳児 | ３０人に１人 | 人 | 人 | | 合計 |  | 人 | 人 |   88□　専従の職員を最低１名は配置していますか。  いる。　　 いない。  担当者氏名〔　　　　　　　　　　〕  　　〃　　〔　　　　　　　　　　〕  　　〃　　〔　　　　　　　　　　〕  　　〃　　〔　　　　　　　　　　〕  また、一時預かりに従事する職員の半分は、保育士又は幼稚園教諭の資格を有していますか。  いる。　　いない。  89□　保護者との連絡を適切に行い、保護者に対する支援に努めていますか。  いる。　　いない。  90□　食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む）、施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていますか　　　　　　　　　　　　　　　　いる。　 いない。  91□　利用申し込み者に対して、契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めていますか。  　　また、利用契約が成立したときに、利用者に対して法定事項を記載した書面を交付していますか。  いる。　 いない。 | 児童福祉法施行規則第36条の33  ※一般型を実施する園については、非在園児も園児数に含むこと。  以下同じ。  〔幼稚園教諭・保育士等配置基準〕  ０歳児＝３：１  １・２歳児＝６：１  ３歳児＝２０:1  ４歳児以上＝３０：１  〔専従の要件〕  一時預かり事業に従事する職員は専従とし、二人を下回ることはできない。市町が行う研修を受けた者の配置も可とするが、半数以上は幼稚園教諭、保育を配置すること。  　また、幼稚園、保育所からの協力が得られる場合は、専従者の配置は一人でも可。  （法定事項）  ・経営者の名称及び事務所の所在地・提供するサービスの内容・利用者が支払うべき額・サービス提供開始日・苦情受付窓口の案内 |